

2017年度 消費者志向経営セミナー

「景品表示法に違反しないために

～景品表示法の概要と違反事例の紹介～」

参加料
無料

今年6月、燃費の不正表示を行った自動車会社に対し、景品表示法違反に当たるとして課徴金納付命令が出されました。

景品表示法の課徴金制度は、平成25年に全国各地のホテルやレストラン、百貨店などで発覚した、料理メニューなどに表示されていた食材と実際に用いられていた食材とが異なっていたことが相次いで発覚したこ

とを受けて導入されたもので、平成28年4月1日に施行され、これが初めての適用になります。

このセミナーでは、事業者のみなさんに課徴金制度をはじめ「景品表示法」やその違反事例、差し止め請求の事例などを知っていただき、現在行っている広告・表示について、法令に照らしてみても問題はないか、今一度確認する機会にさせていただきたいと思えます。

日時

2017年 **11月8日(水)**

午後2時～午後4時30分 (開場午後1時30分)

会場

愛知県産業労働センター (ウインクあいち)
1102会議室 (11階)

名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 ユニモール地下街5番出口 徒歩2分

定員

100名 (申込先着順)

講演

「景品表示法に違反しないために～景品表示法の概要と違反事例の紹介～」

講師 野田 聡 氏 (公正取引委員会中部事務所取引課課長)

「事例紹介～消費者契約法、景品表示法関連の差止請求～」

講師 西口 誠 氏 (弁護士)、青山 玲弓^{れゆみ} 氏 (弁護士)

セミナー参加申し込みについて

裏面の申し込み用紙に必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。また、メールでも受け付けておりますので、必要事項をご記入の上、右記までお申し込みください。申し込み締切は、**10月27日(金)**です。

実施・運営

NPO法人消費者被害防止ネットワーク東海
(略称 Cネット東海)

☎/052-734-8107 FAX/052-734-8108

e-mail / cnet-tokai@cnt.or.jp

※お電話での問合せ等は、休日を除く月～金10時～16時をお願いします。

(事業者名)

(事業者所在地)

※一事業者から申込代表者のほか3名(計4名)まで参加が可能です。

(申込代表者名)

(参加者名1)

(参加者名2)

(参加者名3)

※申込者多数のため、参加いただけない場合のみ、申込代表者様へご連絡いたします。

(連絡先電話番号)

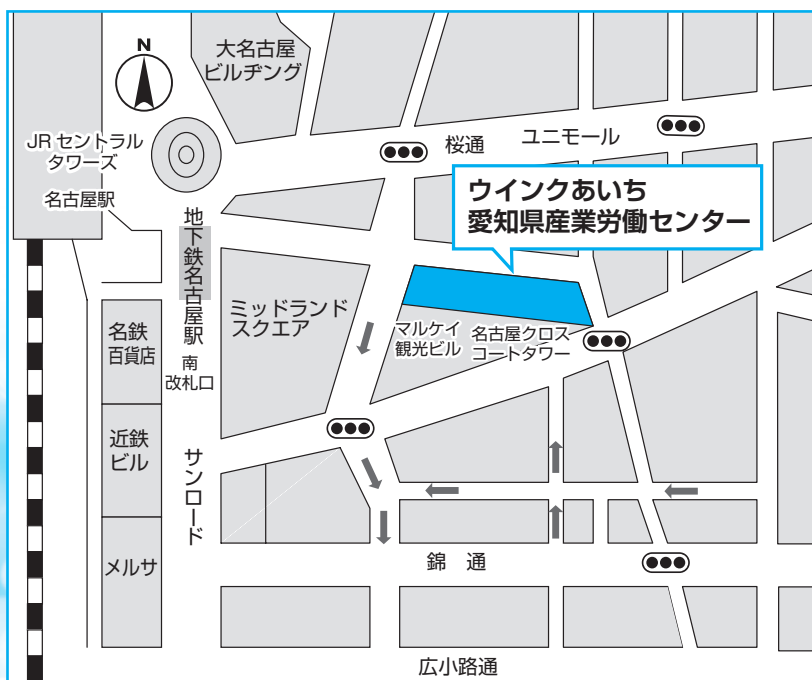
平日の日中に連絡がとれる番号をご記入ください。

●申し込み締切 **10月27日(金)** FAXまたはメールにてお申し込み下さい。

FAX 052-734-8108 e-mail cnet-tokai@cnt.or.jp

※お電話での問合せ等は、休日を除く月曜日～金曜日 10時～16時をお願いします。

※お申込者の個人情報は、本事業の主催者(NPO法人消費者被害防止ネットワーク東海及び名古屋市)において、個人情報保護法及び名古屋市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。また、収集した情報は、本セミナーの開催に係る事務で使用するほか、事業者セミナーに関する情報提供などに使用させていただくことがあります。



〈交通案内〉

◆(JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅より

- ◎JR名古屋駅桜通口から
ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
- ◎ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分

◆車を利用の場合

専用駐車場はありませんので、周辺の
コインパーキングを利用ください。